

平成 1 5 年度 貸借 対照 表

(平成 16 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	10,769	保険契約準備金	123,865
現金	0	支払備金	1,936
預貯金	10,769	責任準備金	121,773
コールローン	1,319	契約者配当準備金	155
有価証券	120,563	代理店借	103
国債	64,928	再保険借	67
社債	0	その他負債	862
株式	0	未払法人税等	13
外国証券	26,680	未払費用	659
その他の証券	28,954	前受収益	2
貸付金	1,283	預り金	130
保険約款貸付	781	仮受金	55
一般貸付	502	価格変動準備金	172
不動産及び動産	708		
建物	274	負債の部 合計	125,071
動産	434		
代理店貸	42	(資本の部)	
再保険貸	77	資本金	33,000
その他資産	4,552	資本剰余金	12,000
未収金	940	資本準備金	12,000
前払費用	191	利益剰余金	32,418
未収収益	123	当期末処理損失	32,418
預託金	408	(当期純損失)	7,520
金融派生商品	1,463	株式等評価差額金	1,470
その他の資産	1,424		
貸倒引当金	193	資本の部 合計	14,051
資産の部合計	139,123	負債及び資本の部合計	139,123

(重要な会計方針)

1. 有価証券(現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 不動産(平成10年4月1日以降に取得した建物を除く)及び動産の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法により行っております。なお、動産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従来、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき当期末において発生したと認められる額を簡便法により計上してはいましたが、平成16年1月1日付で従来からの退職一時金制度を確定拠出年金制度に全面移行し、退職一時金制度終了時に発生した損失額71百万円につきましては「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号)に基づき特別損失に計上しております。
7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
8. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に従い、外貨建投資信託に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約契約による時価ヘッジを行っております。なお、ヘッジの有効性の判定には、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)、平準純保険料式又は5年チルメル式により計算しています。
11. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(貸借対照表の注記)

1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権額は、いずれもありません。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

2. 不動産及び動産の減価償却累計額は、374 百万円であります。
3. 特別勘定の資産の額は 1,471 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
4. 保険業法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に規定する純資産の額は、1,470 百万円であります。
5. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。
6. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

前年度末現在高	132 百万円
当年度契約者配当金支払額	143 百万円
利息による増加等	0 百万円
契約者配当準備金繰入額	166 百万円
当年度末現在高	155 百万円
7. 担保に供されている資産の額は、317 百万円であります。
8. 外貨建資産の額は、26,626 百万円であります。(主な外貨額 254 百万米ドル) 外貨建負債の額は、31 百万円であります(主な外貨額 2 百万香港ドル)
9. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第 140 条第 5 項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 52 百万円であります。
なお、当該負担金は拋出した年度の事業費として処理しております。
10. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 270 百万円であります。
なお、当該負担金は拋出した年度の事業費として処理しております。
11. 税効果会計に基づく繰延税金資産及び繰延税金負債につきましては、ビジネスプランにおける今後 5 年間の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため、計上しておりません。なお繰延税金資産として計上しなかった金額は 9,833 百万円(主な原因別内訳は税務上の繰越欠損金 9,174 百万円であります)、繰延税金負債として計上しなかった金額は 532 百万円あります。
12. 資本の欠損は、32,418 百万円あります。
13. 金額の記載単位未満は、切り捨てて表示しております。
14. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 64,298 百万円、時価は 64,313 百万円あります。
なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は以下の通りであります。
責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、がん保険の小区分を設定しております。
それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しています。当該責任準備金の額ならびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。
15. 保険業法施行規則の改正により、「当期損失」は、当年度から「当期純損失」として表示しております。

(損益計算書の注記)

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 63 百万円、株式等 244 百万円、外国証券 2,649 百万円
であります。
2. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 26 百万円、株式等 3,544 百万円であります。
3. 金融派生商品収益には為替予約の評価益が 1,459 百万円含まれております。
4. 金額の記載単位未満は、切り捨てて表示しております。
5. 1 株当たり当期純損失は 10,442 円 89 銭であります。
6. 保険業法施行規則の改正により、従来の「税引前当期損失」および「当期損失」は、当年度から「税
引前当期純損失」および「当期純損失」として表示しております。